增田有紀子 初等中等教育局児童生徒課指導調査係長

弓岡美菜 初等中等教育局初等中等教育企画課専門官

齊藤紫乃 初等中等教育局特別支援教育課指導係長

渡邉雄大 初等中等教育局健康教育 食育課保健指導係主任

〇三矢哲郎 初等中等教育局初等中等教育企画課専門官

[事前質問に対する回答]

1.大阪市の「COVID19緊急事態宣言」に伴う「原則オンライン授業」の決定について

1(1)

渡邊雄大 初等中等教育局健康教育 食育課保健指導係主任

趣旨としては、学校設置者とは誰か、というご質問ですので、公立学校の場合は、学校教育法において、地方公共 団体とされております。

学校の運営に関する地方公共団体の事務というのは、教育委員会が実施・施行することとなっておりますので、ご 質問の趣旨として、臨時休業については、教育委員会が実施するという形になっております。

1(2)

渡邉雄大 初等中等教育局健康教育,食育課保健指導係主任

大阪市教委の決定に至る過程が適法に行われたかどうかというようなご質問をいただいております。

こちらについてなんですけど、ご指摘があった教育委員会、大阪市教委が大阪市教委として判断されたと言うことだと思いますので、そういった各自治体のご判断というのは、尊重されるべきだとは思いますが、その上で、同自治体の中の意志決定のプロセスというものにつきましては、各地方公共団体の方で適切に判断すべきこととなっておりますので、適不適というところを、軽々にご判断すると言うことはなかなかに難しいというような点になっております。

1(3)

弓岡美菜 初等中等教育局初等中等教育企画課専門官

総合教育会議について、お尋ねをいただきました。

そもそも総合教育会議というものは、地方公共団体の長または教育委員会が特に協議・調整が必要な事項があると 判断した事項について協議または調整を行うものでございます。

従って教育委員会が所管する機構の重要事項の全てを総合教育会議で協議し調整するという趣旨で設置するものではないというふうになっておりますので、どのような事項を総合教育会議で扱うかということにつきましては大阪市において判断されることと考えております。

2.職務命令違反3回で免職という大阪府職員基本条例の適用状況について

2(1)

- ○三矢哲郎 初等中等教育局初等中等教育企画課専門官
 - (1)では、2つご質問をいただきました。

「3回で免職などの重い処分を規定している大阪府・市以外の自治体の存否」というところででございますが、こちらはですね、文科省が実施している「人事行政状況調査」においては、おたずねいただいたような内容は調査をしておりませんので、文科省としては把握はしておりません。「人事行政状況調査」において把握している懲戒処分の事案は、こちらは文科省が把握している全情報をHPで公開しておりますので、必要があればそちらをご覧いただければと

いうふうに思います。

続いて、「3回で免職という処分適法性について」というところにまいりますけれど、懲戒処分に関しましては、任命権者の権限と責任において、判断されるべきものでございますので、大阪府の懲戒処分に関して、文科省としてそれをどうかというふうにお答えする立場にはないというふうに考えております。

2(2)

弓岡美菜 初等中等教育局初等中等教育企画課専門官

大阪府教育庁に関する大阪高裁判決でございますけど、ご指摘の判決におきましては、同判決に高裁としての見解を記する形で以下のように判示されております。

控訴人らは府職員基本条例27条1項の文書による職務命令は、個別的具体的なものが想定されており、本件通達のように一般的抽象的に発出されたものは、同条項の職務命令には含まれないものと主張する。しかし、本件通達は、府立学校の入学式や卒業式等における国歌斉唱時に式場内のすべての教職員が起立して斉唱すべき旨を内容とするものであって、対象の行為も具体的に特定されており、府職員基本条例27条1項の職務命令に含まれると言うべきである。控訴人の主張は採用できない。

以上でございます。

3..本来「絶対評価」であるべき高校入試の内申評定を、独自テスト(「チャレンジテスト」)を用い「大阪府全域の相対評価」に歪めている大阪府の教育行政について

增田有紀子 初等中等教育局児童生徒課指導調査係長

(1)~(4)までご質問をいただいておりますけど、すべてチャレンジテストを利用した府内統一ルールについてのご 質問ですので、まとめて回答させていただきます。

大阪府の教育委員会の方では、平成28年度からの高校入試から調査書作成において絶対評価により調査書を作成していって、絶対評価による調査書の作成にあたり、その信頼度を高めるための取り組みの一環として大阪府独自に実施する学力テストであるチャレンジテストを利用しているというふうに承知しております。

具体的には、チャレンジテストは各学校の調査書の評定が適正かどうかを確認するために用いるものであり、チャレンジテストの結果を使って、学校ごとの評定平均の範囲を算定した上で、評定を決定しているものというふうに大阪府の方から聞いております。

文部科学省としましては、高等学校の高校入試における調査書の取り扱いにつきましては、入学者選抜の実施者であります教育委員会において適切に判断すべきもの、というふうに考えておりますから、調査書の作成のあり方としては、選抜がたでの資料としての客観性公平性を確保するように留意しつつ、これを活用していくことが重要であるというふうに考えております。

大阪府教育委員会におきましても、このような趣旨を踏まえると共に、候補者や地域に十分に説明を行って、入学者選抜を実施していただきたいというふうに考えております。

4.大阪府の「不起立・不斉唱の判断基準」と特別支援学校の卒入学式について

齊藤紫乃 初等中等教育局特別支援教育課指導係長

特別支援学校における卒業式入学式等の起立斉唱についてのお問い合わせをいただいておりますので、回答させていただきます。

当該ご質問は、現場で児童生徒の介助に当たる教職員が、児童生徒への最も有効な対応を優先するべきなのか、 例えば職務命令としての起立や斉唱そちらを優先するべきなのか、というところの考えを問われております。

国旗掲揚ですとか、国歌斉唱の実施方法につきましては、社会通念に従いまして、教育委員会或いは各学校長が、適切に判断するものであり、国旗を掲揚し国歌を斉唱するよう教育委員会、各学校長から職務命令が発せられた場合には、教職員は当然その職務命令に従う義務がございます。その上で、各教育委員会さんにおきましては、特別

支援学校等における障害がある児童生徒への介助等の対応につきましては、児童生徒一人一人の障害の状態等を 踏まえまして、式中の対応、特別に配慮する必要がある旨を指導していると聞いているところでございます。

実際に個々の具体的な場面場面において、どういった対応を取るのか、そういったことにつきましては、各学校等でその状況に応じて判断いただくべきものと考えておりまして、国において、一概に見解を示すものではないと考えております。

<ここまで9:40。予定の10分の枠で回答している。>

[質疑応答]

4.

順番が前後しますけど、一番最後の4番の、合理的配慮に関わる問題なんですが、

今一般的に個別の事情について状況については各学校において判断されるべきなので、個別の問題については 文科省としては、見解を述べる筋合いはないというお答えでしたけど、これ去年も前回2年前でしたけど、同じような質 問がされてて、答がないので、改めてもう一度質問している中味なんです。

個別の場面において、判断しなければならないということは当然あり得る、特に障害があって、いざということがあるわけで、校長はいのちの危険が伴う場合には、職務命令に従う従わないと言うことについては別の問題である。

それを現実に、スワッという状況の時にもこれは危ないという状況の時に、それを優先するのか、或いは起立して斉唱するという行為を優先するのか、というのは現場の付き添っている教職員が判断することができないという状態にありますよ、と。

これで構わないという風に文科省は判断されているのですか。

あえてここで付け加えているのは、他の事項については、色んな場面で、こういう場面についてはどうする、こういう場合については個別の担当者が判断して構わないとかね、そういうことを大体各省庁においては、Q&Aという形で大体まとめられていると思います。これで急場については対応してくださいよ、と。

ところが、Q&Aを発行しているんだけれども、これは校長限りと言うことで、現場を預かっている教職員には一切公開されてません。情報公開求めてもすべて黒塗りという状態ですから、現場の判断はさせませんよ、というふうに、大阪府教委が対応しているので、この状態でいのちの危険があるないという判断の時に、当該の教職員は判断できませんと、これは危険ではないのか、そこをお尋ねしたいので、回答する権限はないということではなくて、いのちの危険があるということについてどう対処するのかについて、お答えを願いたいと思っています。

1.

それから、元に戻りますけど、1番の方の、休業の判断について、

市教委の判断プロセスについては、各地方で適切に判断されているものと考えられるので、文科省としては見解は述べる必要はない、とそういうふうにお答えですけど、

安倍首相が全国一斉休業要請、これ要請ですけども、教育委員会が同じような構図で、大阪市長が、休業という判断或いは実質休業でオンラインを原則とするということを決定をしたと、教育長はその決定に、市長の判断に基づいて教育長として専決をしましたと、こういうふうに教育委員会の中では表明をしています。

これの適法性を聞いているんですけど、いくつかの法律を挙げていますけど、いくつかの法律に沿って教育長は専 決その専決根拠は市長の判断というふうに、明示をされていて記録にもそのように記載をされている。

これの法的適合性をお答えくださいと申し上げているので、適不適についてプロセスは各市教委の判断の問題ですから、だけども、この判断がおかしいという場合は文科省から適切な指導・助言というのがありうると思うんですが、指導助言ということも、
「特外の問題なのか、そこを明らかにしていただきたいと思います。

総合教育会議についても、すべての事柄についてやるものではない、とお答えですけど、総合教育会議の趣旨の中に、大阪市の場合ははっきりと、生徒の健康安全について危害が及ぶ場合については開くべきもの、と書かれているんですがまさしく当時はいじめの問題で、いじめの問題に関わって文科省も指導助言を超えて、かなり強い指導をされてますけども、こういう形で市教委等の判断に介入をされています。

その問題と施設の 総合教育会議によせてるこの問題とが入ってくるんですが、関係ないという風に言われるのは、これは前の経験から言って事実と異なるのではないかと思いますので、そこらへんハッキリしていただきたいというふうに思います。

2.

それから、2番目の職務命令違反3回の問題、

これも前回と全く同じ回答なんですけど、懲戒基準の公開をまずやって下さいということの、各都道府県教委への指示をされてて、公開を全てされてます。

それに加え、適切に、過重な、同じ不祥事を繰り返す場合は加重に懲戒処分を行うこと等々いくつか指示事項を入れられているんですけど、それ以下変わって、今年4月9日に、文科省の通知で、そこに書いてますとおり、「人事行政状況調査」等に関わる留意事項についてということで、通知を発出されてますけど、この中では、パワハラ、セクハラとか、いくつかの点での懲戒処分に関わって文科省としての見解をまとめられています。

ずっと経年の調査の中で、「日の丸・君が代」に関わる不起立問題についても懲戒処分の中の1項目として、ずっと調査項目の中に入っているのは、文科省のHP見たら分かりますので、今回「ひのきみ」の問題については、見解はありませんけども、調査の中にはずっと入っているわけで、その件について、不起立だけによる3回の懲戒処分が適切なのかどうなのかということについて、他の項目については、判断をされて、指示を出されているけれども、この問題について出さないのはなぜですか、というふうに聞いているので、他では出せるけど、このひのきみでは出せないという根拠をお聞かせ下さい。

3.

3点目について、いくつか確認させてください。

基本的に今日のお答えいただいたものは、2年前の同じ会の時に聞いた答とほぼ同じであったかなと思います。

大阪のチャレンジテストによる「調査書」の評定のことについて、信頼度を高める目的であると、適正であるかどうか確認すると言うことなのですけど、確認をした結果最終的に評定の範囲というのは各学校毎に制限を受けるわけで、一つ例を示させてもらってています。極端な例です。これは上の方に偏った極端な例ですけど、逆に下の方に偏った5や4がほとんどおらず、2や1がたくさん付くというような学校もあるわけです。

そういう実態があるので、これはどうなんだと、それをちゃんと調査して欲しいと、お願いをしていたんですけど、その後そういう確認というのは行われておらないようですので、こちらで今お示ししていますけど、こういう数字を見て、これが大阪のチャレンジテストによって各学校の評定に範囲をはめられた結果こういう結果になっている。

これについてどのように感じておらられるか、これがチャレンジテストよる評価の修正、実際には各学校に任されておるというふうに言われていますけど、各学校では大阪府に示された評定の範囲内で付けることを求められているわけです。枠をはめられてしまうわけです。

その結果こういう偏りが出て来ているわけですので、そこについて文科省の方ではどんな風にお考えかと言うことを お聞きしたいと思っていますので、もう一度そこのところについてお答え願えたらと思います。

それから、絶対評価、評価の行い方についてですけど、適正かどうかと言うところを、チャレンジテストによって確認しているということなんですけど、「調査書」というのは、「学力検査で把握出来ない学力や学力以外の生徒の個性を多面的に捉えたりするもの」という風に、文科省の方で言われていると思います。

学力検査で把握出来ない学力や学力以外の個性というのを、それが出来ているかどうかと言うのを、学力テストの結果それの適正性を確認するというのは、妥当だという風にお考えですか。そこのところについてははっきりお聞かせ

願いたいと思います。

4.

齊藤紫乃 初等中等教育局特別支援教育課指導係長

4.の特別支援学校におけるご質問についてになります。

回答としては、同じ形にはなってしまうのですが、起立や斉唱についての職務命令が科せられている中においても、例えばその、その場で生徒さんが倒れたりとか、そういう状態になったときに、その状況に応じて、学校長がその場合はその子の対応を優先してくださいという形で、職務命令を解くというか、そこの指示は現場の状況に応じて、学校で行っていただくものと考えますので、繰り返しにはなってしまうのですが、こちらの方から国として、一概にこういう場合にはこういう対応をしなければいけないといったものをお示しするものではなく、あくまで現場等で判断いただくべきものと考えております。

今ので言うと、職務命令を校長が解かなければ、当該の教員はその子の下に駆けつけたらダメなんですか、そういう答えになりますよね。

現場の教員の判断ダメなの

だから現場の判断が出来ないような指導の仕方をしているから、そういう職務命令が出るので、それは問題じゃないですかと言っている。今答えられたとおりですよ。だから校長が職務命令を解かなければ、その子を助けることもダメだという見解になると思います

卒業式とか入学式など式典において、職務命令が発せられているのであれば、基本的にその義務が係っていることになりますけど、生徒さんの状況ですとか、その場の緊急時とかその状況に応じて、どう判断するかというのは、学校で判断いただくものと思いますので、

学校で、じゃなくて、現場の教員が判断していいかと聞いているんですよ。

その場、その場ですよ。目の前で子どもが危ないという時ですよ。

校長の職務命令がなければ助けられないって、どういうことなの。

いずれにせよ、あなたが今法律上こうだとかおととしもそうだったんですが、現場でそういうときにあなたがどういう判断をするか、ちょっと聞かせて下さい。現場は困っているわけですよ。分かるでしょ。そういうところ担当しているのだから。

現場は子どもと直面しているんですよ。

現場現場で、状況によると思いますので、私の方から何かいまここで一概にこうすべきという回答はちょっとしづらいというところがありまして、

一概じゃない。いのちの危険があると判断したとき、どうするかって聞いている。限定してます。

貴方が言える範囲といっても、こういうことないでしょ。あなたはどう思いますかっていう。貴方が上司だとか大臣がって聞いているのではなく、貴方が今日こうやって窓口で来て回答してるわけだから、貴方に対してお聞きしているのだから、丁寧にお答えいただきたいですね。

もちろんあくまで一個人の視点の回答でよろしいということかと思いますので、当然例えば、校歌斉唱とかしている時に、生徒さんが横で倒れたりした時に、そこを無視して、起立を続けると言うことはないとは思うんですけど、そこの際の今ご質問をいただいているような、学校長が解かないといけないですとか、ちょっとそこの、私の感覚としては当然その生徒を放っておくわけにいかないというのはあるんですけど、あくまで職務命令として出されているものに対して、じゃ

この場でどう判断するのか、ところについては、今この場でこうすべきだとは言えないんですけど、現場現場で判断いただくことになると思うので、私の方から今絶対こうしないといけませんという国としての判断を示すのは難しい部分がある。

じゃ懲戒処分が怖いって感じる教職員は、倒れている子どもがいても、かけつけないという判断があり得るわけですよ。取り敢えず歌ってから、という。でなければ懲戒処分を受ける可能性があるわけですから。そういう場合は大丈夫ですよと言うQ&Aもないわけです。

だから、現場は判断するな、という状況になっているので、それを文科省として何とかして下さい、というお願いをしています。だから、これなんとかすべきだということをぜひ上げていただきたいと思います。

職務命令がなければ、こんなややこしい話になっていない。それぞれが独自に判断するじゃん。普通に、いつでも、 どこでもやっていることなんだから。

子どもの命が大事、という原則を出してくれれば良い。

他の国ではあり得ないって、みんな言うんですよ。そんなの現場の判断が当たり前でしょう。だけどなぜ日本はそういう風なことで、職務命令出たら今仰ったように外さないとやれない、だって子どもの命が大事だってずっと言い続けているんでしょう、文科省は。違うでしょ、でも現実は、矛盾しているに決まっているでしょ。 貴方から考えてもそうだと思うんです。

今言えないって言われますけど、そのことをキチンと文科省の中で議論をしなければいけないし、これだけ具体的な事例を出してるわけだから、大阪だけじゃないですよ、私は名古屋ですが、やっぱりそういうことをやらないとほんとに現場はみな困るわけですよ。同じことをしてもらっても困るんで、血も涙もある方だと思いますけど、考えていただきたいなと思います。

ありがとうございます。今日、私の方から回答できるのは、これ以上のことはちょっと難しいのですが、今みなさんからいただいたところを中でも、考えて検討させていただきたいと思います。

検討したことを、何らかの形で、できたら文書で答えていただけば、こういう提案して、こう言う意見が出て聞いたと、 そこで答えられなかったけど文科省として取り敢えず大事な問題だとして私は感じたとかいう風に出してもらって、それ をキチンと回答していただきたいなと思います。いかがでしょうか。

はい

よろしくお願いします。

今の問題は、教職員の現場の裁量権の問題なんです。かなり基本的なところなんですね。 文科省がそれなりの見解を出すことは当然必要だと思います。

1.(2)

渡邉雄大 初等中等教育局健康教育,食育課保健指導係主任

こちら指導助言の範囲で、もうしないのかというご質問だったと思うんですが、当然われわれとしても指導助言等の 形で、各地方公共団体の方々とお話しさせていただくことはたくさんあります。

こちらの市長の問題に教育長として専決したという部分でやはり不適切ではないのか、というご指摘だったと思うんですけど、たとえばこちらの市長のご判断により、というところで、文言だけではなくて、意見を踏まえてとか、そういう意味なの、どういった意味なのか、どういった背景があるのかというところについても、極めて各地方公共団体の意思決定の過程プロセスという形になろうかと思いますので、今この現時点でこちらの文言に限った話ではないですけど、そういった自治体の各地方公共団体の意思決定の過程プロセスがなされる中で、誰にどういったことを聞いてどういった判断をするかについてまさいに責任をもってご判断をいただくものですので、今ここでは、地方公共団体によって、責任をもって判断されたものだと認識しております。

ただ調査して下さいね。ということは、その間の正しいのかどうかということを今言われました。それだけでは判断できないから、ということだったので、調査して下さい。

こちらは、大阪市の方が、教育長が責任をもって判断されたということですので、それは各地方公共団体の権限の中で、責任をもってご判断されたのだろうというふうに認識しております。

松井の思いつきじゃないの。ぼくはそう思ったけど。

1.(3)

弓岡美菜 初等中等教育局初等中等教育企画課専門官

総合教育会議についてお尋ねいただきましたので、回答いたします。

総合教育会議につきましては、先ほど申し上げたとおりですけれども、いじめのことについては、皆様よくよくご案内の通り、総合教育会議が設置されたときの法改正にも大きくいじめというのは大変関わっておりました。従って重大事態と言うときに、いじめが入ってくるというのは当然逐条解説等にも示されているところでございます。

ただ、皆様の方がよくよくご存知だと思いますけども、それ以外にも色々な危機的な事態というのがそこには起こりえます。でその一つ一つについて総合教育会議で取り上げるか否か、それは地方公共団体の判断である、と考えております。以上です。

2.

〇三矢哲郎 初等中等教育局初等中等教育企画課専門官

続いて、「人事行政状況調査」の関係で、お尋ねをいただきました。

「人事行政状況調査」の結果を受けての通知ですけど、この中で文科省としましては、一般論として、教員に非違行為があった場合、その場合は厳正に対処すべきであると言うこと、ですとか、あとは基準を予め示すと言うことを各地方公共団体に対してお示しをしております。しかしながら、個別の行為について、どのような処分量定にするか、そういったことについては、各地方公共団体の任命権者の権限と責任に属することであると、いうふうに考えておりますので、文科省としてはその件に関してはコメントは差し控えたいと考えております。

3.

增田有紀子 初等中等教育局児童生徒課指導調査係長

府内統一ルールについての実態調査をやってほしいというご質問だったかと思いますが、こちらに関しましては、大阪府の教育委員会からは、チャレンジテストの結果はあくまで各学校の調査書の評定の適正性を確認するために利用するものであり、各生徒の評定につきましては、ご質問いただいた方もおっしゃられましたが、それぞれの生徒の学校での普段のテストや授業などの学習状況を見て、各学校の判断で決定されているというふうに聞いております。

仮に1回のテストの点数で調査書の評定を決めているような事例があるのであれば、チャレンジテストそのものの実施の趣旨と異なるものですので、大阪府教育委員会において、適切に指導がなされるべきものと考えております。

高等学校の入学選抜における調査書の取り扱いにつきましては、こちらは繰り返しになりますけど、入学者選抜の実施者であります教育委員会において、適切に判断すべきもの、というふうに考えておりますので、その趣旨をご理解いただいた上で、保護者・地域に十分説明を行っていただいて、実施者の下で実施していただきたいと考えております。

少し確認です。各生徒の成績を、1回のテストの結果で決めたらまずいと言われましたが、各学校毎に枠をはめるのは、構わないということですか。

大阪府の教育委員会の方からはそこに合理的な理由があってそういうふうにしているというふうに文科省としてはうかがっておりますので、そこにつきまして、良い悪い是非につきまして、うちの方からはお答えは出来ませんので、ただそこの説明責任も含めて、実施者の判断の方で高校入試を行われておりますので、大阪府の教育委員会の方にお尋ねいただければと思います。

もう一件先ほど言いましたけど、内申書で、「学力検査で把握出来ないもの」を見てたはずの内申書を学力テストの 結果ででその適正性を判断するのは妥当だという風にお考えですか。そこについて答がなかったので。

あくまで、一つの物差しを示しているだけっていうふうに大阪府の教育委員会からはお伺いしていますので、それによって評定がすぐに決まるものではないと聞いておりますので、

体重を身長計で測るとか、それで妥当やと言うことですか、体重が妥当かどうかと言うのを身長計で測っているような ものですが、それでも構わないという風に文科省はお考えなんですか。

大阪府の教育委員会は、繰り返しになりますけど、一つの物差しとして評定の範囲を示しているだけですので、それに基づいて学校の方で最終的にはご判断いただいているというふうに聞いているんですけど。

文科省の言われている「学力検査以外のもので把握出来ない学力を」というのは調査書だと、その調査書を学力テストで適正性を判断してもそれは構わないと、今大阪府はそれと違うと言ってないはずなので、それは構わないと文科省はお考えなんですね。

一つの物差しを示しているだけであって、個々人の生徒の評定を大阪府の方が決めている範囲で計っているわけではないというふうに聞いていますので、そこは実施者である大阪府の教育委員会の方の判断で、あとは実際の個々者の評定につきましては学校の判断の方で行われているというふうに伺っておりますので、私の方からは、それ以上のお答えは出来ないと。

そういう答えを返されると、2年前も調査すべてしてないと私たち思っていますから、実態はそうではないと、実態は学校縛りつけられ成績をつけさせられ、学力以外のものはどこでも測れないという状態にさせられていることについて、 やっぱりきちっと文科省としては、システムの問題ですから、調査をしてもらったら、実際。

それだけ約束してもらえますか。これだけ提起しているのだから。大きな問題として。

大阪府の教育委員会の方からは、様々な議論が現場からも声が上がっていると言うことも踏まえて、府の方でも制度を改善してきているというふうに聞いておりますので、いま、繰り返しになりますけど、あくまでも高校入試は実施者の判断に基づいて行われておりますので、文科省として実態調査というのは控えさせていただきたいと思っています。 3600

< ここまで「質疑応答」の時間は26:20、20分予定に対して約6分オーバー。 分野全体で36分。>

鈴木順平 総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室更新係長

弟子丸知樹 総合教育政策局調査企画課教育DX推進室専門職

河野大和 初等中等教育局教育課程課教育課程企画室企画係長

村山嘉審 初等中等教育局教科書課教科書検定調整専門官

津田桃子 初等中等教育局教科書課検定調査第一係

弓岡美菜 初等中等教育局初等中等教育企画課専門官

尾野敬 初等中等教育局情報教育外国語教育課專門職

渡邉雄大 初等中等教育局健康教育 食育課保健指導係主任

遠藤翼 スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課課長補佐

[事前質問に対する回答]

1.全国一斉臨時休業問題

渡邉雄大 初等中等教育局健康教育 食育課保健指導係主任

1(1)

法的根拠があるかどうかについて、当時、全国一斉臨時休業の要請につきましては、何か法に基づくものと言うことではございませんでしたが、社会の現状を考慮しまして、政府の新型コロナウィルス感染症対策本部におきます検討等も踏まえまして、感染の拡大を防ぎ、児童生徒の安全を最大限確保するための対応として、全国の小中高等学校等に対して、臨時休業を要請したものと認識しております。こういった当の要請がご質問にあります「不当な支配」に当たるとは現時点で認識しておりません。

また現在文部科学省としては、こういった新型コロナ感染症対策と学びの保障とを両立できるように取り組んでおります。今後こういった一斉臨時休業等の検討当がもしなされるような状況があるのであれば、その時の感染情況等に 鑑みて、しっかり検討することになると考えております。

1(2)

こちら今回の休業要請において というところでご質問いただいております。当時は未だ、新型コロナウィルスの性質等について、判明していないことと言うのも多く、また過去の新型インフルエンザがこの時はかなり流行してしまったという背景もございましたので、そういった情勢の中で政府の対策本部の方で、色々な検討等もございましたので、そう言ったことも踏まえて、感染の拡大を防ぎ児童生徒の安全を守るため今回の臨時休業を当時は要請したと思っております。

これは、文部科学省としても十分に検討した上で判断したものと認識しておりますので、また当該こういった要請を受けた各教育委員会の判断、どのように判断するかと言うところは当然ながら、尊重されるべきだと考えております。

2.制度制定から10年を経て、中教審にて教員免許更新制の見直しが始まった。この問題について、以下の質問に答えられたい。

鈴木順平 総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室更新係長

2(1)

令和3年2月8日、中央教育審議会においてとりまとめられました「教員免許更新制や研修をめぐる包括的な検証について」というこのような報告書がございます。その中で、教員免許更新制の課題として、教師の負担或いは管理職の 負担、そういった負担感がまず挙げられております。

教師の負担に関しましては、勤務時間が増加している中で、講習に費やすおよそ30時間これの相対的な負担がか

つてより深まっていること、或いは申込手続ですとか費用等の負担感、こういったものが挙げられております。

続いて、管理職の負担でございますが、これに関しては、教員免許更新制に関する手続や教師への講習受講の勧奨についての負担感、こういったものが挙げられております。

こういった教師或いは管理職の負担感とともに教師の人材確保、これに関しても影響があるということで、例えば免許状の未更新を理由に臨時的任用教員等の確保ができなかった、このような事例が数掲げられております。

こういった事例を文科省としても、課題として捉えております。

2(2)(3)

(2)(3)については、これらは、今後の更新制の方向性に関するものですので、まとめてご回答させていただきますが、先ほどご説明した様々な課題、こういったものも踏まえまして、教師の資質能力の確保、これを図ると共に教師や管理職等の負担が軽減されて、なおかつ教師の確保を妨げない、こういったことが並立できるような、抜本的な制度の見直しに向けて、現在、中央教育審議会教員免許更新制小委員会この小委員会で審議を正にされている最中でございます。

現時点では、この小委員会の議論を文科省としては見守って、この議論を踏まえつつ、今後の制度の見直しについて、こういったご質問にある点も含めながら、迅速に考えていきたい、というふうに思っております。

3. GIGAスクール構想について

弟子丸知樹 総合教育政策局調査企画課教育 D X 推進室専門職 3(1)

教育データの活用であったりとかそういったものを担当しているものです。

GIGAスクール構想に伴って、学習ログや大阪市のダッシュボードシステムの例を挙げていただいておりますけど、 それについてのどのように運用しているのかと言うところだと思います。

学習ログと申しましても、様々な種類があるというところではあるんですが、一般的に個人情報保護法制の中で、自治体であれば、具体的には個人情報保護の条例になりますけど、それに沿って適切に対処していくというのが、基本的なところでございます。

大阪市の個別事例を挙げていただいているダッシュボードシステムについても同様でございまして、大阪市の方で個人情報保護委員会にお諮りをして諮問答申を得ているというふうにお聞きをしているところでございます。

個人情報をひきつぐ場合の法的な根拠でございますが、たとえば指導要録とかそういったもののように法令で規定されているものもございますけど、それ以外は、同様に設置者の個人情報保護条例に則って適切に対処していくというようなところが必要であると考えております。

(2)(3)は、まとめてお答えさせていただきます。

まず指導要録とは何か、その目的は何かというところでございますけど、指導要録は、児童生徒一人一人の学籍及び指導に関して記録し指導に役立たせるとともに、進級であったり進学であったり、そういった際にその写しを進学先であったりそういったところへ送付をするものでございます。で校長が、その学校に在学中の児童生徒の指導要録の作成し保存し送付しなければならないという風になっております。

加えてでございますけど、ここでご質問いただいているデータの標準化であったりとか相互運用のところ、ちょっとご説明させていただければなあと、思っておるんですけど、データの標準化と言った時に、結構技術的な話なんですよね。例えばある教育システムにおいて、例えば生年月日を8桁で入れてくださいというふうなルールになっていたとします。違うシステムでこちらのシステムでは生年月日を6桁で入れてくださいというルールになっていると、それであれば、AシステムとBシステムで、データというか情報がやりとり相互に出来なくなってしまう。そうならないように技術的なルールだけは決めておこうというところがデータの標準化と呼ばれる要因でございます。こういうルールでやっていけ

ば、システムの間のデータ送付が楽にになるよねという、繰り返しになりますけど、技術的な分野についての話でございますので、一方で、先にいただいたおります匿名加工というのは、個人情報を個人が分からない形に切り離して、誰のものか分からなくするというものでございますので、データの標準化の話と匿名加工の話は別の話というところになっております。

関連するところで申し上げますと、再三申し上げましたように、データの標準化というのは、データを扱うのであればこういうルールでやったらいいよねという、技術的なものでございますので、教育の中味を縛ったりとかそういうものではございません。

(4)でございますけど、

生徒とか学生の就職活動に際して、どのように情報を取り扱っていくか、というところでございますけど、現状たとえば就職活動において、不要な情報は求めないことであったりとか、取得した個人情報を適切に取り扱う必要があるというところは、省庁連名の要請であったり、そういったところで規定しているところでございます。

先にいただいている趣旨は、とはいってもというところかなと思いまして、「半強制的な情報提供の同意」になりかねないのではないか、就職とかそういったところに関して、そういう風なご趣旨かなと思っております。

その点については、データの活用とか情報の取り扱いのところで申し上げますと、教育以外にも、例えば医療とか介護とか様々な分野が、情報の活用であったりそういったあり方が検討されておりますので、そのあたりの状況を見ながら、こちらの方でも検討させていただきながら、ちょっと取り組んでいきたいと思っております。

尾野敬 初等中等教育局情報教育外国語教育課専門職

3 (5)

学校における「要配慮個人情報」としては、例えば「健康診断表」などが該当すると考えられます。

また、文科省においては、各自治体における学校を対象とした情報セキュリティボリシーの策定や見直しを行う際の参考となるように、「教育情報セキュリティボリシーに関するガイドライン」を作成公表しているところです。

その中で、学校で扱う「要配慮個人情報」などの情報施策については、主に人的・物理的・技術的の3つの観点から総合的に対策を講じることとしております。

具体的には、人的対策としては、教員などへのモラル教育や問題発生時の連絡体制整備などが考えられます。

次に、物理的対策としましては、堅牢なデータセンターなど信頼性の高い環境におけるシステムを整備すること、などが考えられます。

最後に、技術的対策としましては、重要度の高い情報資産を取り扱うネットワークと、それ以外のネットワークを分離することにより、外部からの接続を遮断するという対策や、重要度の高い情報資産について適切にアクセス権を設定することにより、情報資産を取り扱う人を限定すること、などの対策が考えられます。

こうしたセキュリティ対策を講じることにより、情報資産を適切に取り扱い、情報資産の漏洩防止に努めていただきたいと考えているところです。

4.新学習指導要領について

河野大和 初等中等教育局教育課程課教育課程企画室企画係長

4(1)

高校の公民科に新しく設けられた「公共」につきましては、現実社会の諸課題の解決に向けて、社会に参画する主体として生徒一人一人が自立するということや、また他者と共同してよりよい社会を形成すると言うことなどについて、考察する科目として、今回新しく設定させていただいたものでございます。このため「公共」の中では、現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定してその主題を追及したり解決したり、そういう活動を行うこととしております。具体的には、その諸課題として、まず多様な契約及び消費者の権利と義務、司法参画、政治参加と公正な世論の形成、

地方自治、国家主権、領土、雇用と労働問題、税制と租税の役割、などを取り上げさせていただいているところですけども、これらの要素は、すべて「現代社会」の中でも取り扱ってきた内容となっております。このように新科目「公共」の学習内容は、科目「現代社会」と共通する点が、学習内容において多くございますので、ご指摘いただいたように、科目「現代社会」の発展的なものだと捉えることが出来るかな、と思っております。

続いて「そのことと関連するが憲法学習についてどこで行うのか」、というお問い合わせいただいておりますが、これはまさに「公共」の科目の中に、例えば学習指導要領を読みますと、Aの「公共の扉」というところにおいて、「公共的な空間における基本的原理を学ぶ際には、憲法との関わりに留意して指導する」という記載がございましたり、またBの「自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」という項目については、これは「法や政治について学ぶ際に、憲法の考え方を元にして理解を深められるよう指導すること」という記述もございますので、まさにこういったところで取り上げられるものかなと考えてございます。

4(2)

学習指導要領というのが「大綱的基準」と仰っていただいておりますけど、仰るとおりでございまして、学習指導要領というのは、法規としての性格を持つものではあるんですけど、その教育の内容等について必要かつ合理的な事項を大綱的に示しているものでございます。一方で、各学校における指導の具体化については、学校であったり教師の裁量に基づく多様な創意工夫をこらしていただくことを前提としているものでございます。

では、その新学習指導要領に新たに加えられたこの「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善についてですけど、これは特定の指導方法を指すものではありません。また学校教育における教師の意図性、教師がどういうふうに授業をやりたいかというものを否定するものでも全くございません。

これは、子どもたちに求められる資質能力を育むために、どのような学びのあり方が大切なのか、どういうものが必要なのかと言うことを教師一人一人が考えていただいて、授業の工夫・改善を重ねていく際の視点ということでございまして、それを実現するためにどのような指導方法をとるかということは、引き続き、教師一人一人が考えていただいて、実践していただくものと考えております。

また、「主体的・対話的深い学び」は、オンライン学習によって実現されると考えているのか、というお問い合わせもいただいておりますが、まず前提といたしまして、学校というのは社会性や人間力を身につける場でもありますので、そのためオンラインというより、子どもたちと教師や子ども同士が直接触れあうというのが学校教育の基本であるというのを前提としたいと思います。その上で、子どもたちや学校の実態に応じて、教材・教具であったり、学習ツールの一つとして、「CTを積極的に活用することで、活用の仕方によって「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につながるものでないかな、というふうに考えられます。

5.児童生徒のオリンピック観戦動員について

遠藤翼 スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課課長補佐

ご指摘の点、特に「学校連携観戦」という取り組みについてが主眼となっているのではないかなと思いますが、最近の状況、ご承知の通りバタバタと変わってきておりますので、その経緯も含めてご紹介をさせていただこうと思います。

まず「学校連携観戦」について、そもそもどういう制度なのかというところですけど、大会の組織委員会が販売する「学校連携観戦チケット」というもの、これを販売しております。これを各教育委員会または学校が購入して実際に競技観戦を行うというのが大きな枠組みでありました。

一方で今年7月8日の段階でIOC・IPC・大会組織委員会・東京都・国の五者が協議を行いまして、一都三県における観客の無観客化が公式決定をされ、さらに福島県・北海道においても大会の無観客が決定されているという状況であります。

文部科学省といたしましては、もちろん学校連携観戦の教育的意義は十分承知はしつつも、無観客で開催される

競技会場等については、子どもたちを連れていくことは基本的にはないという見解を文部科学大臣の方から示させていただいておりますので、この5つの地域においては、特にオリンピックの開催については学校連携観戦は実施しない方向であるということは承知しているところでありますし、大会組織委員会においても無観客となる自治体については学校連携観戦は実施しない意向であるというふうに承知しております。

一方で、無観客ではない地域というのも当然あり、こういった学校においては、学校が実際に行くかどうかをご判断いただく仕組みになっておりますので、当然動員ではありませんけど、各学校の判断において、実際に競技観戦に、地元の自治体に行くと言うことであれば、感染症対策や熱中症対策をしっかりと講じていただいた上で、その上で、安心安全な形で観戦をしていただきたいという通知を7月14日付で発出をさせていただいているという状況であります。

以上の状況ですので、実際には大会の中で今後状況が変わってくるかも知れませんが、オリンピックの取扱いについては今申し上げたとおりの取扱いでありますし、パラリンピックの取扱いについては、オリンピック競技会が終わった後に、改めて五者協議が開催されて、観客の取扱いについて、全般的に協議がなされていく、というものと承知しております。

6. 教科書検定における「従軍慰安婦」用語の使用について

村山嘉審 初等中等教育局教科書課教科書検定調整専門官

河野談話と今回の閣議決定の答弁書の関係について、いわゆる河野談話、発表当時につきましては、従軍慰安婦という用語が、広く社会一般に用いられている状況であったことから、談話においては、「いわゆる従軍慰安婦」という言葉を使用したものというふうに考えております。

一方、今回の答弁書につきましては、近年の状況を踏まえまして、従軍慰安婦という用語を用いることは誤解を招く恐れがあるということを、ただ「従軍慰安婦」または「いわゆる従軍慰安婦」ではなく、単に「慰安婦」という用語を用いることが適切であるとの趣旨の閣議決定であると考えております。

また最高裁判所の判例につきましては、法的判断を指しているものと考えておりまして、ご指摘いただいている判決 内容につきましては、「軍隊慰安婦」や「強制連行」という用語について、法的判断がなされたものではないというふう に考えておりますので、今回の閣議決定と相反するものとは考えておりません。

従軍慰安婦という用語の記載のある教科書については、今回の質問趣意書に対する答弁書で示された政府の統一的な見解に基づいた記述となっていないと判断された場合については、検定意見の対象となるものというふうに考えております。

ただ、政府の統一的な見解や最高裁判所の判例を必ずしもそのまま記載することを求めるものではなく、それらに基づいた記述となっていることについて、審議会の方で判断していただくこととなっております。

< ここまで24分。予定の10分を14分もオーバーしている。特に3.GIGAスクールでは、弟子丸氏と尾野氏で回答に8分以上かけて持ち時間の大半を消費するなど、回答者内部での調整が出来ていなかった。>

「質疑応答]

3

個人情報に関することで、生徒の個人情報っていうのは教員が生徒を指導する上で必要な情報だとそういうことらの考えに対しては、よろしいでしょうか。

弟子丸知樹 総合教育政策局調査企画課教育DX推進室専門職

ご質問ありがとうございます。基本的にはそのように認識しています。先生方が子どもの指導に生かしていくと言うようなものかと思います。

例えばですけど大阪市のダッシュボードについて、子どもの発達の状況がどんなであったかということを色んな先生が学校内で書き込んで共有していくと言うものだと思います。まさに今仰っていただいた子どもの指導に先生方が活用していくことが大きなことの一つなのかなとおります。

大阪の話はまた別問題としてあるんですが、であるならば、生徒の指導に関しての事柄が済めば、こういう情報は破棄するのが基本だろうと思います。その上で、お聞きしたいのですが、最後の問題で、「要配慮個人情報」との関係でちょっと聞きたいのですが、「要配慮個人情報」については生徒の「健康診断表」があたるというお話しでしたよね。その他あたるものがあるのかもしれませんが、これはとりあえずはあたるという話なんですが、生涯にわたる健康診断データとマイナンバーを紐付けているというのが、2022年を目標に検討していると、こういう話が今進んでいますよね。となると、これは生徒の個人情報からその指導範囲を超えてずっとマイナンバーと紐付けされていくというそういうことになるにのではないか。破棄されることなく、ずっと継続されて収集されていくことになるのではないか、これについてはどういう風にお考えなんでしょうか。

尾野敬 初等中等教育局情報教育外国語教育課専門職

今現在、小学校中学校高校とそれぞれの学校単位で個人情報を扱っているというのがまず現状なんですけれども、それがマイナンバー等と紐付けられてっていうところについては、現在検討をしておるというところで、どういったところが課題になるのか、そういったところを洗い出しつつ、どのような状況で進めていくべきかということを検討している、そういったところでございます。

健康診断に関しては、2022年を目標に検討いていくという話になっていて、期限が決められているのですよね。それについて、どういう風に考えているのかということを聞きたいのです。

大変申し訳ないのですが、今現在は実証等を含めつつまずは制度設計を検討させていただいているという段階でございまして、具体的に2022年と数字が出ているところではあるんでございますけど、少しずつ一歩ずつ、進めさせていただければと思っています。

2.

教員免許更新制についてですけど、先ほどの回答では見直しという表現だったんですけど、これは廃止と取って良いのかどうか、取るべきだと思うんだけど、はっきり廃止という風に言って欲しいんですが、それいかがですか。廃止した上でどうするかという話、それが一点。

4.

それから2点目。学習指導要領に関してですけど、アクティブラーニングは、学習指導要領が法的拘束力があるという考えで、学習内容についての大綱的基準としての法規性といったんですけど、やり方についてまで、法的な拘束力はないと判断すべきで、先ほどの答ですと、要するに一つの手引きですよね、そう取るべきだと思うのですが、どうですか。例えば色んなやり方、アクティブラーニングの方法などは、手引きという風に取るべきだと思うんですよ。これが法的基準性があるとなってくると現場がすごく混乱するんですよ。そのへんちゃんと文科省の方で確認して欲しいと思うんです。

2.

中教審で審議中であるということ以上には言えないような立場にあるのかなとは思いますけれども、先週の11日に毎日新聞が、更新制廃止へ、と大きく書かれましたけれども、それによれば、文科省もかなり廃止に向けて動き出しているというような感じでした。あれは間違いですか。書き飛ばしているんでしょうか。それともそういう方向性で行くしかないと言う判断が、どこかにあるのかな、出されているのかどうかを、お聞きしたい。

2.

鈴木順平 総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室更新係長

免許更新制についてお答えします。

今、仰っていただいた通り、先週でしたか報道が出まして、更新制の廃止が固まったというような報道がなされました。内容に関しましては、文科省として非常に困惑しているところでして、内部配信で、更新制小委員会の審議の内容は常に配信されてますのでたぶんご存じの方も多いかなと思うんですけど、今の議論の中で、特定の方向性に定まったということは一切ございません。

ただ委員の先生方に、色んな考え方を言ってもらって、審議をしているまさにその最中ですので、廃止が固まったという事実はございません。それに関しては先日の文科大臣の会見の中でも、しっかりと説明しているところでございます。

ただ、スケジュール的にもまだ決まってないんですけど、当然委員の先生の中には廃止と言うことを仰っている先生もいらっしゃいますし、それも含めて、どんな方法が良いのか、まさに更新制小委員会の中で、議論を進めているというところでございます。

(文科省のリークでないの)

全く違います。

4.

河野大和 初等中等教育局教育課程課教育課程企画室企画係長

続きまして、学習指導要領の「主体的・対話的で深い学び」の関係でございますけど、学習指導要領は、教育課程の基準を大綱的に定めるものとなっておりまして、それは当然内容について大綱的に定めているんですけども、法的拘束力を持っている基準でございますけど、当然学習指導要領には、目標というものも書かれておりますし、そのようなものも含めて、子どもたちの資質能力を育むことに向けた基準となっております。

そうなりますと「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善というのは、先ほど少し申し上げさせていただきましたけれど、ある特定の指導方法を指しているものではなくて、その資質能力を身につけていくために必要な学びのあり方、ということでそういったものが必要だというふうに書かしていただいているところでございます。

手引きでいいんですよね。つまり初期の学習指導要領の考えですよね、そもそも。

そこにつきましては教育課程の基準というものでございまして、そこについて法的な拘束力はあるということでございますので、必ずしも、手引きという風に

教育課程の言うのは内容でしょう。学習内容が教育課程でしょう。

学習内容に限られたものではない、ということです。内容等を示しているものとなっております。

6.

もう一つ、最後の従軍慰安婦の証言の問題ですが、閣議決定と教科書検定との関係ですけれど、大体、呼ぶかどうか、そういうことを決定すること自体がおかしいんじゃないんですか。正しいかどうか、呼び方が適切であるかどうかということは、民間が決めるわけですよ。皆が議論して決めるわけで、政府が一方的に決めるものではまずない、これはまさにジョージオーウェルの「1984」の世界ですよね、直理省があって直理を閣議決定するというのは、

ですからこれはかなり問題のある閣議決定だと思うわけで、従軍慰安婦と呼ぶかどうかと言うのは、色んな状況の中で、どういう呼び方が適切であるかどうかを決めるんですよ、皆が。検討するんですよ。それを抜きにして、政府が一方的に決めるというのはおかしいんですよ。その点、文科省はハッキリ言うべきではないんですか。まるで、真理を決めるのは閣議、言葉の真理であるかどうかを決める内閣閣議というのはおかしいじゃないですか、どう考えてたって。それに、教科書検定の内容にこれから関わってくると思うんですけど、やはり文科省としても、学問の自由を守る立場から、これは踏み込んだ閣議決定であるくらいのことはどこかで誰が言うべきじゃないですか、そう思います。

関連して一言だけ。「訂正申請」を求めてましたけど、教科書会社で応募したところはあったんですか、現時点で。

村山嘉審 初等中等教育局教科書課教科書検定調整専門官

まとめてお答えさせていただきます。

ご指摘の閣議決定につきましては、これは国会議員の方から出されたものですので、こちらとしてその質問趣意書についてどうこうということをこちらの方から申し上げる立場にはそもそもございませんので、それについてのお答えは差し控えさせていただきたいと思います。

また、訂正申請につきましては、申請をどの社がなされているかとか具体的に出したか、出されたかということにつきましては、静謐な環境の維持という観点から、申し上げる承認されるまでは、お答えは差し控えさせていただきます。 承認された後であれば、お答えできますが、現段階ではお答えすることは出来ません。

各社を集めたことについては、どういう風なお考えですか。なぜああいう形で訂正申請するために、今までやらせたことないわけですよ。あんな形で各社を呼び寄せて集めたことに対してはどういう見解ですか。

あのそちらにつきましては、今回の閣議決定というものが、教科書の記述にも関係があるのであろうということでありますし、今回の閣議決定の内容をキチンと各社さんにご理解いただきたいということで、説明会をさせていただいたという趣旨でございます。

閣議決定そのものが、そういうことをやるのは憲法上どうか。

質問趣意書を出される議員さんの意向ですので、こちらとしてそれについてコメントすることはございません。

今、ご回答いただいたんですけど、そもそも皆さん、憲法98条第2項、日本が批准している条約及び確立された国際法規は誠実に遵守することを必要とする。この条約そして国際法規が何を示しているのか、ごぞんじですか。そしてこれに基づいて、きちんと日常のお仕事をなさっているんでしょうか。おそらくされていないというふうに認識しました。

と申しますのは、やはりこれは子どもたちにとっては子どもの権利条例ですね、第2条、18歳以下のすべてのものとす、ですから、国籍も関わらない、全く関係なく、日本にいる子どもが全部対象なわけですね。特に東京都は(全体の時間が10分過ぎていますので・・・)

すみませんね、あとプライバシーの権利について、GIGAスクールだとか、あとマイナンバーの話とか、色々出て来ますけど、この自由権規約、市民的政治的権利に関する国際規約の17条です。

これに基づく日本の法律がない中で、今どういう状況になっているかと言うこと、そして、市民・子どもたちも、どれだけ今被害を受けているか、皆さん見えていないわけです。ですから、国際人権規約、それは憲法前文と1条と9条を踏まえて、11・13・97条、そして98条1項があり2項があるわけです。そしてそれを知らないと言うことは、あなたたち皆さん99条違反なんです。

ですから、皆さん自身もとにかく今の状況を、これ日本の子どもたちの教育の問題がここにあるということを、あなたたちは憲法を知らないと言うことが、大変なことになっているのです。

で大阪は、日の丸・君が代条例作っちゃってます。あんな憲法違反の。ですから、それがどういう犯罪なのか、自由権規約20条第1項違反です。これがまたオリンピックを教育しているこの犯罪の温床になっているわけです。(司会、時間管理をしてください)

<「質疑応答」の時間は16:20、20分予定に対して約4分マイナス。 分野全体では40分で、10分オーバー>

小野康平 大臣官房国際課企画調査係長

竹野健太 初等中等教育局教育課程課企画調査係長

渡邉雄大 初等中等教育局健康教育 · 食育課保健指導係主任

〇三矢哲郎 初等中等教育局初等中等教育企画課専門官

[事前質問に対する回答]

1.コロナ禍における国歌斉唱命令について

渡邉雄大 初等中等教育局健康教育,食育課保健指導係主任

三つまとめて回答させていただきたいと思います。

(1)では、コロナ感染症対策の観点での見解ですけれども、地域の感染情況等に鑑みまして、当然児童生徒お子様の健康と安全を守るが第1ですので、そういった感染症対策というのは当然徹底していただく必要があろうかと思います。その感染症対策を徹底した上で、あとたとえば今回で言えば、こういった式を実施するかどうかというのは、各地方公共団体や学校のご判断と言うことになります。

そして(2)の方なんですが、そういった中で、判断をするという責任と権限を持った東京都や大阪府が実施したということであろうかと思うんですけど、こういったところで、感染症対策を徹底した上で実際に実施を判断された結果ではないのかなというふうに考えております。

繰り返しになりますが、感染症対策を徹底すするは当然重要ですのでしっかりやっていただく必要があろうかと思います。ただ卒業式入学式をするしないで、良い悪いが一律に決まっているものではございませんので、そういったものは地域の感染情況等鑑みて、ご判断していただく必要があろうかと思います。

(3)であります。こちら少し回答が重複してしまうんですが、当然感染症対策の徹底というのは、非常に重要なものでございまして、こちらたとえば当省当課で発行しております「衛生管理マニュアル」というものもございますが、こういった中で、感染リスクの高い学習活動としてやはり近くにいる子どもたちが合唱することとか、当然飛沫も飛んだりしますので、感染リスクの高い学習活動ですというふうに、お示しさせていただいています。こういった「衛生管理マニュアル」等も参考としていただきつつ、たとえば距離を離すとか、色んな方法があるあるかと思うんですけど、地域の感染情況等に鑑みて、感染症対策を徹底した上で、じゃあ出来るか出来ないかというのを、各学校等でご判断いただきたいと考えております。

以上とさせていただきます。

2. 学習指導要領と国際水準の人権保障について

竹野健太 初等中等教育局教育課程課企画調査係長

まず、学習指導要領についてですが、こちらは「全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するために、学校教育法に基づき定めている大綱的基準」でありまして、従って全ての具体的な事象といったものをカバーできるような性質のものとは考えておりません。

ただし、指導要領本体ではないものの、その解説というものがありますが、その中では例えば、人権の関係についてですね、「人権に関する国際法の意義については、国際連合によって採択された『世界人権宣言』『国際人権規約』な

どの意義を踏まえ、その後も人権に対する意識の高まりを背景に様々な宣言などが採択されるなど人権擁護は人類 共通の課題であるという認識が世界に広まったことを理解出来るようにする」などの記載があるところでございます。

さらに人権教育に積極的に取り組む姿勢が足りない、とございましたが、当省としては、人権教育につきましても、推進しているところでございまして、具体的には、学校における人権教育については、人権に関する知識理解と人権感覚の涵養を図り、自他の人権を守ろうとする意識や態度、実戦的な行動力などを達成することを目指しておりまして、児童生徒の発達段階や、地域の実情を踏まえて、各教科や道徳の授業等によって、学校教育活動全体を通じて、実施されているところでございまして、文科省としましては今後、引き続きこういった学校教育における人権教育の推進を図っていきたいと考えてございます。

2(2)

竹野健太 初等中等教育局教育課程課企画調査係長

まず、お示しの、ここで言う「国際的な儀礼」についてそれそのものを定義している法規ないし国際文書は確かにございません。

ただ関連として、解説においては、国旗及び国歌がそれぞれの国家の象徴であること、国旗及び国歌は国によって 定められ方が様々であること、国家間において、相互に式典を尊重し教育しあっていく上で、それらを相互に尊重する ことが大切であること等を、理解した上で、国旗及び国歌が取り扱われる具体的な場面を取り上げることなどを通して、 それらを相互に尊重することが、国際的な儀礼であることを理解するようにする理解できるようにすること、というふうに 解説の中では書いてあります。

また尊重する態度ですけど、起立斉唱することが尊重する態度とは明記しておりません。あくまで学習指導要領上は、国旗の掲揚と国歌の斉唱の指導について記載しているところでございます。

2.(3)

小野康平 大臣官房国際課企画調査係長

大臣官房国際課の方からは、自由権規約一般的意見についてご説明申し上げます。自由権規約第40条4に基づき採択された自由権規約の一般的意見については、自由権規約第40条1に基づく報告手続きの改善及び同規約の実施に関する事項について、締約国の注意を喚起しているものと理解しております。なお、自由権規約委員会の一般的意見については、我が国に対して法的拘束力を有するものではないことから、一般的意見をどのように踏まえて、自由権規約を実施するかについては、各締約国において判断されるものと理解しております。

その上で、国旗国歌に係るご質問については、かたっぽうでも政府回答でお示ししているとおり、自由権規約を侵害するものではないと理解しております。国際課からは以上です。

竹野健太 初等中等教育局教育課程課企画調査係長

学習指導要領の観点から少しだけ。先程も申し上げて大変恐縮ですが、学習指導要領は「全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するために、学校教育法に基づき定めている大綱的基準」になりますので、当該条項につきましても、こちらは児童生徒に対して我が国の国旗と国歌の意義を理解していただくとともに、これを尊重する態度を育てるというところに加えて、諸外国の国旗と国歌にかんしても同様に尊重する態度を育てるということなどを指導することを目的として記載させていただいているところでございます。

2.(4)教員の市民的権利について

三矢哲郎 初等中等教育局初等中等教育企画課専門官

ご指摘いただいておりますセアトの勧告第98項でございますけども、ここでは「公務員に課せられた誠実に行動する 義務に沿った行動である限り」との限定がかけられているものであると、いうふうに承知をしております。

我が国の公務員法制におきましては、地方公務員法の第30条及び第32条により「全体の奉仕者として公共の利益

のために勤務する」ため、法令規則であるとか、上司の職務上の命令に従わなければならないとされているものでありますので、上司である校長または教育委員会によって入学式等の式典において、国歌斉唱等を行うよう当該教職員に命じた場合には、これに従う職務上の義務を負うものであるというふうに考えております。

3. 自由権規約第7回審査日本政府回答に関する質問

3.(1)

竹野健太 初等中等教育局教育課程課企画調査係長

学校における児童生徒に対する国旗国歌の指導は、学習指導要領で、「入学式や卒業式等においては、その意義を踏まえて国旗を掲揚し国歌を斉唱するように指導するものとする」なとど規定しているとみなして各学校においてはこれらの次第に基づいて実施していただいているところです。

再三恐縮ですけれども、学習指導要領はあくまでも「学校教育法に基づいて定める大綱的な基準」であることに踏まえまして、あくまでも児童生徒の内心に立ち入って強制しようという趣旨ではなく、あくまでも教育指導上の課題としてすすめていくことを意味しているということでございます。

また、各学校において、教育活動を包括的に展開するためにはそれぞれの学校において学習指導要領に基づき 児童生徒や学校、地域の実態を考慮して、適切な教育課程を編成することが重要だと思っております。

そのため学習指導要領においては、学校の創意工夫を生かした教育課程編成を行うことととしていただいていると ころです。

一を踏まえまして、教育委員会に対して、生徒の内心に立ち入って強制しようとすることがないようにするふうな具体的な指導・通知等は行っていないところですけど、やはり、学習指導要領に基づく具体的な教育課程の編成を各学校で行っていただいているというところを、各学校で行っい頂いているということを踏まえると、個別具体的な事柄については、各学校や或いは設置者のところで、それぞれの個別具体な実情に照らして適切にご判断いただきたいものというふうに考えております。

3.(2)

三矢哲郎 初等中等教育局初等中等教育企画課専門官

これは私からの先程の回答とも若干被るところがございますが、一般に公務員は法令・規則であるとか、上司の職務上の命令に従わなければならないとされております。

ここで、学校教育法及び施行規則の規定に基づいて定められた教育課程の基準である学習指導要領にのっとって、入学式等の式典において、国歌斉唱等を行うように当該教職員に対して校長ですとか教育委員会が命じる場合これについては、実際の職務上の義務を持っていると考えております。

この教職員に対して国歌斉唱に係る職務命令を発するということに関しては、これまでの過去最高裁の判決等でも、否定されていないというふうに承知しております。

3.(3)

三矢哲郎 初等中等教育局初等中等教育企画課専門官

東京都教育委員会の発言に関してということでございますけど、此処に書いていただいている東京都教育委員会の発言が、どのような文脈の中で行われているのか、また東京都教育委員会がどのような趣旨で発言したのか、その真意が定かではございませんので、この発言の当否については、こちらからお答えを差し上げるのは難しいかなというふうに考えております。

<ここまで12:30。ほぼ予定の10分の枠を守っている。>

[質疑応答]

質疑応答

3.(3)

竹野さんとは12月に質問して、お答えをいただいています。ここに引用もしました。それに関連して、3(3)ですが、東京都には条約遵守義務があるのか、ないのか、文科省のお答え、竹野さんのお答えは、あるって、はっきり答えたんですよね。前任者もそう答えているわけですよね。

ところが、そこに引用した言葉だけで明らかだと思うんですけど、前後の文脈が分からないとおっしゃいますが、「答える立場にありません」それっていいんですか。文科省は、地方の教育機関が、条約守らない、そう平然と言っているのを見過ごしていいんですか。

竹野さんと面談したとき、午前中は外務省と面談して、外務省はなんと言ったかというと、条約の中身には地方公共団体も責任をもっていただきたい。だけども外務省が直接教育委員会を指導するわけにはいかないので、文科省から条約を遵守するよう伝えてもらったほうがいいと、こういう回答してるんですよね。人権人道課の宮川さんという方ですが。それがつたわっていなかったのかな、伝わっていなかったとしたら、今あらためてそういう経過がありますので、この東京都教育委員会の態度なり答弁について、きちんと改めて貰いたい。

独りであまり長くやってしまうのもなんですが、一般的意見というのは当然、注意を喚起するものでありますけれども、有権的解釈なんですから、その解釈は締約国として尊重すべきなんですよね。一般的意見のパラグラフ7には、「国・地域・もしくは市町村のどの段階であれ締約国として責任を負う立場にある」と明記しているんですよね。解釈として、条約を守るというのは、どこの範囲なのか。市町村まで、守るということが明記されている。その解釈を勝手に変えて、地方はやんなくていいよとそれはありえないと思いますんで、改めてちゃんと都教委に通知をしていただきたいと思います。

竹野健太 初等中等教育局教育課程課企画調査係長

当然引用していただいている東京都教育委員会の「都教育委員会は、締約国の地方公共団体として国際人権規約について答える立場にありません」というご発言ですけど、これは東京都教育委員会が国際人権について守らないと宣言しているというふうには、私としては捉えておりません。ここでどういう発言の真意があったのか、ということいについてはこの文脈からは分からない。つまりどのような関連の中で発言されたのかわからないと考えている、そのように申し上げております。

条約に関する質問に答えなくていいという事になりますよね。何聞いてもこれしか答えないのですから。文科省がそれを指導しないのは怠慢だと、そして直接国連の場でそういうことは訴えていきたいと思います。しっかり一般的意見なども学んで研究しておいてほしいと思います。

2.(1)

学習指導要領に「国際人権」を取り上げていない問題について、「解説」の方に一部表記があるということでしたが、 学習指導要領というのは、確かにすべてのことを載せるものではありませんけど、全国の生徒に学んでもらいたいこと は載せるわけです。今現在載っていないと、表の学習指導要領に。というのは広めようという熱意が、十分とは思えま せんので、きちんと今後、改訂の際とかには、はっきりと分かるような形で日本国民の中で、「世界人権宣言」があること を知らないということがないように、「すべての人民すべての国で達成すべき共通の基準」があることを知らないことがな いようにしていただきたい。要望として申し上げておきます。

3.(3)

さっきのお答えに対する補足質問なんですが、都教委に文脈なんかないんですよ。要するに対話を拒絶しているわけだから、一片の文書が来るだけなんです。だから、前後の文脈があって、それがないとわからないというようなものではないので、明白なんですよ。関係ないって言っているんですよ。やっぱりこれ問題だと思うから、文科省としてもきっ

ちり都教委に指導してほしいです。以上です。

質問と提案を一緒に申し上げます。

今、今日お見えになった方々にもお伝えしたのですけど、みなさんも、この全体が、子どもの権利条約に基づいて検討もされていないということ、子どもの権利条約そのものもよくご存じないということそういう皆さんであることを踏まえて、皆さんがこの自体は憲法98条第二項違反にあたるので、ぜひすぐにできること、この状況を一気に打開していくためにも、今政府は「児童の権利条約」というふうに誤訳しているんです。これをずっと繰り返し「子どもの権利」というふうに少なくとも日弁連のように「子ども」というふうに規定を正しく、英語教育も始まったわけですから、きちんと正しく教えつつ、そして18歳以下のすべてのものとすると1条で定めているわけですから、国籍を問わない、特にこの首都東京をはじめ日本国内の子どもたちに様々な国籍のお子様がいらっしゃるのですから、ぜひ人類普遍の人権の問題、それから人権宣言の問題とやはり子どもの権利条約ということで、こどもたち、パパたち、ママたち、に伝えていただければもう一気に広がります。

オリンピックが、この子どもの権利条約違反だ、意見表明権、知る権利全然無視しているのですからそういうことを子どもたちは自ら学んですぐに発信します。ぜひそれを提案したいと思います。

そしてこの今の状況、経済的な不況の中で自殺者が出て、子どもたちが何百人も自殺しているという、この事態というのが、経済的貧困の問題がベースにあるわけです。そのことに基づきますならば、これは精神的肉体的拷問そのものでして、この拷問等禁止条約22条に個人通報制度が定められております。ぜひこれを、閣議決定だけで批准出来ちゃう、その日のうちにジュネーブにFAXを送れば、日本の人権鎖国は解けて、三権分立・法の支配を実現することが可能なわけです。ですから、子どもの権利条約を、児童を子どもと正確に英語を訳す、日本人の言葉の壁を悪用してずっと児童と騙していることはならぬということと、それを提案として、個人通報制度を批准することによって、日本の法の支配を実現し、三権分立を確立するということ、外務省人権人道課の中に条約履行室長も兼ねています。富山さんが。そして法務省は国際室が国際課に昇格しているんです。

でも日本は法の支配が実現しているとうそぶいているのはそれは違うので、拷問等禁止条約22条閣議決定で批准するという、閣議決定してぜひ鎖国を解いていただきたい。提案です。

2.(4)

一点だけ、2(4)教員の市民的権利についてご質問させていただきます。

現行法の許す範囲において、ということで先程のご回答の中で、職務命令に従う義務があるというところはいわれたと思うんですが、教員の地位に関する勧告やセアト勧告で指摘している教員の市民的権利について、それに反する職務命令がどんな内容であっても、職務命令が優先するというお答えであったと受け止めていいんでしょうか。

小野康平 大臣官房国際課企画調査係長

セアトの勧告にに示されている見解というのは、必ずしもすべて詳らかになっているわけではありませんので、なんともお答えしづらいなあと思います。少なくとも、公立学校の教職員は公務員としての職務上の義務がある、この関係で一定の制約は存在しているというものであるとは考えております。

どんな内容であっても職務命令であったら従う義務があると文科省は、考えますというお返事ですか。今のは。市民的権利が、セアト勧告に言われていることであってもその内容にかかわらず、校長や教育委員会が職務命令を出せば、それは従うべきだという事のほうが優先するという判断を現在はしてるということでいいんですか。

適法な職務命名については従う義務があると考えております。

いやいや適法かどうかではなくて、

適法かどうかは、司法の場で判断されるものと考えております。

(市民的権利は、教員にはない、公務員にはないって言っているんですよ。)

時間がだいぶ過ぎてますので終りにしたいのですが、先程の東京都教育委員会の件についてもそうなんですが、こういう質問が出たときには、東京都教育委員会にといあわせるなり何なりの努力をしていただきたいと思いますね。そし

てその事実を踏まえて、回答していただくとそれが大事なことだと思うので、ぜひそういう点も今後よろしくお願いしたい と思います。

また、他のところでもお話ししましたけれど、さらに文書で追加質問を、吉川事務所を通して提出したいと思ってますので、今の件も含めて、誠実にお答えいただきたいとも思います。

<ここまで「質疑応答」の時間は14:00、20分予定に対して約6分マイナス。 分野全体で26分で30分の枠内。>

<トータルで、1時間47分。予定より17分オーバーで収まったが、質疑のし残しを抱えたまま終わってしまった。>